

# Brain News

令和3年2月22日発行

2月号



和田ゆかい

ビジネスマナーちょっと得する話 143



皆さんこんにちは。2月にはいりました。コロナ禍でTVをつけても元気になるニュースが少ない中ではありますが、季節は既に春がもうそこまできているというように梅も咲き始めています。陽気が暖かくなると、着る服も変わってきて、色使いがパステル調の春らしい柔らかい色使いが多くなるなど、気持ちがワクワクします。と同時に花粉が既に飛び始めているらしく、所内でも何人か反応が出始めています。



さて、すっかりリモートワークが定着しはじめ、会議の仕方やコミュニケーションの取り方に変化が起きていますが、今回から「話し方・伝え方」について連載でお話しして参ります。そろそろ新入社員の受け入れも始まる頃でもありますので、学生の時とは変わって社会人としても言葉遣いもマスターしていきましょう。

では、①言葉遣い②流行り言葉③伝え方の順番でお話いたします。

1つ目の言葉遣いですが、社会人として敬語は身につけるようにいたしましょう。敬語は苦手とされる方が多いのですが、「習うより慣れろ」と心がけましょう。最初は間違えても構いませんが、周りの方たちに教わりながら、使えるように慣れていくことが大切です。場をわきまえ、どんな状況でも使えるように普段から使いこなします。年上や上司に使う言葉と失礼になってしまう言葉もあります。一つ例に出すならば、「わかりました」ではなく「承知しました」や、「ご苦労様です」ではなく「お疲れ様です」など、使い方が違う事を理解して使い慣れるようにしましょう。

2つ目の流行り言葉ですが、同僚などの会話の際は構いませんが、対クライアント、対上司に対しては流行り言葉は使いません。「・・・っていうか」「超〇〇ですよね〜」「マジっすか」「ムズイ」などです。「・・・っすか？」という言葉をよく耳にします。「そうっすか」「やばいっすね」とかは使わないようにしましょう。

3つ目の伝え方です。今はリモートでの会話も多いと思います。また、マスクでの応対も多いので、笑顔がなかなか伝わりにくいとお感じの方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

しかし、マスクの下でも笑顔で話すとお目が変わってきますので、笑顔での会話はやはり印象を良くします。リモートでの会話は、伝えてもニュアンスが伝わりにくい事もあります。また、伝えたいつもりでも、解釈がお互いに違ってしまう、伝えたいことが伝わっていない事もあります。ですから、解釈が同じかどうか、確認をするようにいたしましょう。その場合「私の言っている意味わかる？」という言い方は少しキツイ印象を与えます。「解釈が違ってしまふといけないので、最後に確認ですが・・・」と言って、内容の確認をすると良いでしょう。

リモートで会話をすると、顔が暗かったり、パソコンを覗くような姿勢が写し出されたりします。パソコンのカメラの位置が正面になるように工夫をしても良いでしょう。

以前、記事にも書きましたが、リモート会議などの時はパソコンの位置を高くして、覗き込む姿勢をなくします。また、今は、パソコンに簡単に取り付けられるライトもありますので、そちらを付けることで顔を明るく映すこともいいかもしれません。

聞いたところによると、お化粧をしているように見せるアプリ？や肌をきれいに見せるものもあるとか？？過剰にすることは無いですが、リモートでも印象UPするグッズがあることを知っておくのは便利ですね。私も肌がきれいに見えるもの調べてみます（笑）

社内でもリモートでも5W1Hを意識し、わかりやすく伝えることも必要です。

また、話し方の中でも自分の主張をしたい時は結論から伝える方法があります。

結論 → 理由 → 具体的な内容 → 結論

今回の①言葉遣い②流行り言葉③伝え方は社会人にとって必須ですので、ポイントは押さえておきましょう。

次回は聴き方についてお話しいたします。

“あなたの話は伝わっていますか？”



facebookやっています。  
<和田ゆかい>で検索！  
ビジネスマナーコンサルタント



# ～人材が人財に変わる時シリーズ 98～



## 寒中サーフィン

連日、寒い日が続きますね。風邪などひかぬよう体調管理はきちんとしていきたいですね。

先日、お客様から「何月くらいからサーフィンやり始めるの？」と聞かれました。一瞬回答に困りましたが、「昨年のサーフィン納めは12月29日でした。今年のサーフィン始めは1月3日でしたよ。」と答えました。

そうなんです。年中サーフィンはできるのです(笑)グローブを付け、ブーツを履き、海水のしみないウェットスーツを着て。(そこまでしたいのか・・・って?)

もちろん、極寒に変わりはないのですが、人も少なく、海水もきれいなので意外と楽しめます。そして、なにより寒中に打ち勝つ心と身体を手に入られます(笑)

## 今後の補助金として

新型コロナウイルス関連により、持続化給付金や家賃支援給付金などが多くの企業で申請されましたが、すでに申請期限が終了したものが多くと思います。

では、今後の補助金関連はどうかと考えますと、今までの予算規模を大幅に超えた大型補助金がやってきます。

その名も「事業再構築補助金」です。

## 事業再構築補助金とは

予算規模は、なんと1兆円超え。今までの補助金予算規模の軽く10倍以上の大型補助金です。これまでの新型コロナウイルス感染拡大による、事業者へのダメージを鑑みて、新しく創設された補助金といえるのではないのでしょうか。

では、その中身をみていきましょう。

## 対象は？

さまざまな枠組みがあるのですが、今回は中小企業(通常枠)に絞ってお伝え致します。

申請前の直近6ヶ月のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して、10%以上減少している中小企業等とされています。

また、申請をする条件として、事業計画を認定経営革新等支援機関や、金融機関と策定する必要があるとされています。(当社でも申請が可能です!)

その事業計画においては、補助事業終了後3年～5年で付加価値額の年率3%以上の増加や、従業員一人あたり付加価値額の年率

平均3%以上の増加が達成できると見込める事業に限ります。

## 補助額は？

「補助」という言葉の通り、投資したものに対する補助金です。(消費税は不課税取引です。)

補助額は100万円～6,000万円で、投資した物の2/3が補助率となります。

(例: 3,000万投資に対して2,000万の補助金といった具合です)

補助対象経費としては、建物・設備・システム・外注・広告宣伝等多岐にわたります。

補助金に対象となるのは、「新分野展開や業態転換、事業業種転換の取組、事業再編を通じた規模の拡大を目指す企業の取組を支援するものとされています。

## 具体例

といっても、分かりづらい部分があるので、補助金の活用イメージは下記と通りです。

①居酒屋の店舗経営をしていた会社が、オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応した。

②フィットネスクラブを運営していた会社が、室内での密を回避するために、新たにオンライン形式でヨガ教室の運営を開始。

③自動車部品を製造していた会社が、ロボット関連部品・医療機器機部品製造事業を新規に立ち上げた。

上記のような活用方法があるとされています。

全く新しいというよりも、今自社がもっている強みや資産を活かせる事業や業態に向けるような活用方法を求められています。

ポストコロナ・ウィズコロナ時代や、経済社会の変化に対応していくための国家の一大補助予算です。

厳しい経営状況打破の新たな切り口として、事業を考える機会としていきたいものですね。



より詳しい情報は右QRコードからアクセスください。

筆者: 木村隆人 (きむらたかひと)

笑顔と清潔感を大切に、真摯な姿勢と情熱をもって対応することを心がけています。そして内面は常にプロGRESSIVE(漸進的)な考えで行動することを信念としています。

且の出からサーフィン、真冬のキャンプなどアクティブな活動が大好きです!

一人息子を溺愛しながら子育て奮闘中!



皆さん、こんにちは。新年を迎え1カ月以上が過ぎましたが、まだまだコロナ禍の中見えない敵との戦いが続いております。年次行事も中止になっております。自分自身で守らなければなりません。うがい、手洗いをこまめに行い、ウイルスに感染しないよう最善の注意をして参りましょう。

今月から申告受付が開始する個人確定申告についてお話しします。

先月は、個人事業主の方への改正点をお話いたしました。



今回は、個人事業主以外の方へ確定申告とは何か？毎年のことではありますが、お話をさせていただきます。

確定申告とは、1年間（1月1日～12月31日）に所得のあった人が所得税と復興特別所得税を「申告納税」したり、源泉徴収によって納め過ぎた所得税の「還付申告」をする税務手続きのことをいいます。

この説明を聞いて『私は、事業をしているわけでもないし、給与の他に収入はないから関係ない・・・』と思われた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

しかし、昨年の医療費はいくらかかりましたか？生計を一にしているご家族全員の合計額が10万円(大体の目安です。)を超えると医療費控除を受けることができます。医療費控除を受ける場合は、領収書が必要になりますので、ご家族全員から領収書を集めて計算してみてください。意外と医療費を支払っているかもしれませんよ。



他には銀行から借入をしてマイホームを購入またはリフォームされた方はいないですか？住宅借入金等特別控除を受けることができるかもしれません。

もっと身近な話をすると『年末調整の時には無かった生命保険の控除証明書ができた！』という方も確定申告をすれば所得税等が還付される可能性があります。

今までは、控除という言葉なので所得税等が戻ってくるというお話ばかりでしたが、その反対に前年とは違う収入があった場合は、確定申告をして納税をする必要がある場合があります。

前年と違うことがあった場合は当事務所の担当者にお気軽にご相談ください。